

令和6年3月

第134回丹波市議会定例会議案書

追加議案（令和6年3月14日）

議案第41号

工事請負契約の変更について

次のとおり工事請負契約を変更することについて、丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年丹波市条例第50号）第2条の規定により、議決を求める。

令和6年3月14日提出

丹波市長 林 時彦

- 1 工事名 市島支所及び市島農村環境改善センター解体工事
- 2 契約金額 変更前 181,113,900円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 16,464,900円)  
変更後 200,640,000円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 18,240,000円)
- 3 契約の相手方 名 称 株式会社 四方重設  
代表者 代表取締役 四方 琢哉  
所在地 兵庫県丹波市市島町上竹田4166番地

議案第42号

丹波市税条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月14日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市税条例の一部を改正する条例

丹波市税条例（平成16年丹波市条例第53号）の一部を次のように改正する。

附則第5条の次に次の1条を加える。

（令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）

第5条の2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかつたものとみなす。

2 前項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちに同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかつたものとみなす。

3 第1項の規定は、令和6年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

附則第6条中「附則第4条の4第3項」を「附則第4条の5第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第43号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年丹波市条例第50号）第2条の規定により、議決を求める。

令和6年3月14日提出

丹波市長 林 時彦

- 1 工事名 柏原斎場火葬炉設備等更新工事
- 2 契約金額 506,000,000円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 46,000,000円)
- 3 契約の相手方 名 称 株式会社 宮本工業所  
代表者 代表取締役 宮本 芳樹  
所在地 富山県富山市奥田新町12番3号

議案第44号

丹波市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月14日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

丹波市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年丹波市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

第23条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条中「掲示しなければ」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

第55条第2項第2号中「磁気ディスク、CD-ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の丹波市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第23条（同条例第52条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条例第23条中「掲示するとともに」とあるのは「掲示しなければならないほか」と、「供しなければ」とあるのは「供するよう努めなければ」とする。

議案第45号

物品購入契約の締結について

次のとおり物品購入契約を締結することについて、丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年丹波市条例第50号）第3条の規定により、議決を求める。

令和6年3月14日提出

丹波市長 林 時彦

- 1 物品名 生徒用学習机・椅子
- 2 契約金額 25,581,600円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 2,325,600円)
- 3 契約の相手方 名 称 有限会社 ウッドワーク丹波  
代表者 代表取締役 栗田 崇志  
所在地 兵庫県丹波市氷上町石生263番地

議案第46号

物品購入契約の締結について

次のとおり物品購入契約を締結することについて、丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年丹波市条例第50号）第3条の規定により、議決を求める。

令和6年3月14日提出

丹波市長 林 時彦

- 1 物品名 小学校指導者用デジタルブック購入（その1）
- 2 契約金額 24,636,920円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 2,239,720円)
- 3 契約の相手方 名 称 飛鳥書房  
代表者 坂田 憲一  
所在地 兵庫県丹波市氷上町石生691番地

議案第47号

物品購入契約の締結について

次のとおり物品購入契約を締結することについて、丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年丹波市条例第50号）第3条の規定により、議決を求める。

令和6年3月14日提出

丹波市長 林 時彦

- 1 物品名 小学校指導者用デジタルブック購入（その2）
- 2 契約金額 24,611,290円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 2,237,390円)
- 3 契約の相手方 名 称 和久ヒシヤ書店  
代表者 和久 洋子  
所在地 兵庫県丹波市氷上町成松369番地

議案第48号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年丹波市条例第50号）第2条の規定により、議決を求める。

令和6年3月14日提出

丹波市長 林 時彦

- 1 工事名 丹波竜化石工房拡充工事関連業務
- 2 契約金額 445,500,000円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 40,500,000円)
- 3 契約の相手方 名 称 株式会社 日展  
代表者 代表取締役 田加井 徹  
所在地 大阪府大阪市北区万歳町3番7号